

## 互助組合の福祉事業を御利用ください！

### 組合員本人や配偶者が出産されたときは 「育児サポート事業」

組合員又は組合員の配偶者が出産した際、御希望の方に、月刊育児誌「赤ちゃんと！」（1年間12冊）と「お医者さんにかかるまで」（初回1冊）を御自宅にお送りします。扶養認定されていない配偶者も対象になります。

### 病気休暇、療養又は休職されたときは 「長期療養者見舞金」

傷病のため3か月以上病気休暇、療養又は休職をされた場合に1万円を給付します。

※ 病気休職等期間中1回の給付で、1会計年度1回を限度とします。

### 被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは 「被扶養配偶者人間ドック助成」

令和6年度中に次の該当年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用（オプション検査等を除く健診費用が3万円を超えている場合）のうち、3万円を限度として助成します。

【該当年齢：40、45、50、55、60（歳）】

★各申請書は、互助組合ホームページからダウンロードしてください（<http://www.gojo.or.jp>）。

